

平成 18 年度実証モデル事業実施要領（案）の主な変更点

H18.3.15.環境研究技術室

分類	変更の概要	該当箇所	備考
情報公開・他制度との連携	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開に努める旨の努力規定を追加 類似制度を含めたポータルサイトの設置を明記 	序 5	<ul style="list-style-type: none"> ポータルサイトは、今後、モデル事業ウェブサイトの中に設置し、随時情報を追加予定。
分野別 W G の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 分野別 W G は親検討会を補佐する機関である旨を明記 	第 1 部第 1 章 3 第 2 部第 1 章 4	<ul style="list-style-type: none"> 手数料体制では、親検討会と W G が別主体により運営されるため、位置付けを明確化。
拡大 W G の開催	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体も含めた「拡大 W G」(ステークホルダー会議)について規定を追加 	第 1 部第 1 章 3 第 2 部第 1 章 4	<ul style="list-style-type: none"> 「非公開も可」とした上で、「必要に応じ開催」。
技術分野の「休止」	<ul style="list-style-type: none"> 現行の「廃止」以外に、「休止」の手続きを追加 	第 1 部第 2 章 2 第 2 部第 2 章	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な停止は「休止」、継続的な停止は「廃止」。
実証機関の選定手続き	<ul style="list-style-type: none"> 実証機関の公募対象に、環境法令上の政令市等を追加 環境省自身が実証機関となる場合の規定を追加 継続して実証機関となる場合の公募・選定の簡略化に関する規定を追加 	第 1 部第 4 章 1 第 2 部第 5 章 1	<ul style="list-style-type: none"> 水濁法や大防法の政令市も十分ポテンシャルがあるため。 実証機関の公募が不足した場合等の対処のため。 迅速な試験開始のため、継続して実証機関となることを希望する場合の手続きを簡略化。
対象技術選定（審査）結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> 国負担体制では、選定結果の速やかな公表を追記。 手数料体制では、審査結果の原則非公表を追記。 	第 1 部第 5 章 1 第 2 部第 6 章 1	<ul style="list-style-type: none"> 国負担では、これまでの手続きを明文化。 手数料体制では、申請者に配慮し、実証試験結果公表までは原則非公表とした。
実証運営機関と実証機関の兼務	<ul style="list-style-type: none"> 実証運営機関が実証機関を兼ねる場合の規定を追加 兼務する際、実証機関としての活動は最低限とすべき旨を追記。 	第 2 部第 1 章 3 第 2 部第 3 章 1 第 2 部第 6 章 1	<ul style="list-style-type: none"> 兼務機関のみ、対象技術を直接公募可とした。「公募はしたが実証試験の担い手がいない」という事態を回避するため) 他の実証機関の活動を阻害しないため
対象技術の審査要件	<ul style="list-style-type: none"> 手数料体制での対象技術審査要件を 2 件削除。 	第 2 部第 6 章 2	<ul style="list-style-type: none"> 過去に公的実証が行われていないこと：申請者負担では不要。 先進的な技術であること：申請者負担では不要。
試験途中での手数料の変更	<ul style="list-style-type: none"> 試験途中で手数料額に変更があった場合の規定を追加 	第 2 部第 8 章 3	<ul style="list-style-type: none"> 試験途中で計画変更を行った場合等、手数料返還等が生じる場合の対応を追記。
手数料フローの明確化	<ul style="list-style-type: none"> 「手数料は実証運営機関が徴収し実証機関に支払う」というフローを明確化 	第 2 部第 8 章 4	<ul style="list-style-type: none"> 手数料は実証機関(自治体)が徴収するのではないかという誤解を避けるため
手数料における一般管理費の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ手数料に一般管理費を含むことができる旨を追記 	第 2 部第 13 章 2	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人等では一般管理費が必要となるため。